第8回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

○ 場所 多摩市役所 401会議室(リモート会議開催)

○ 出席者 松下委員(委員長)、木下委員(副委員長)、小田川委員、告永委員、 池田委員、原田委員、石井委員、榊委員、中村委員、奈和良委員、元井 委員、立山委員、高木委員、吉田委員、佐々木委員

〇 欠席者 権藤委員

1 開会

【委員長】 では、第8回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めます。 本日の獲得目標として、条例素案の内容を決定したいと思います。 それでは事務局から資料の読み上げを前文から順にお願いします。

2 条例素案について

【事務局】 (前文の読み上げ)

【副委員長】 下から4段落目「わたしたちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、寄り添った支援ができるように連携・協力し、切れ目のない支援を行います。わたしたちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、挑戦する勇気をたたえ」の表現は、1文目が、様々な困難を抱える子ども・若者への支援を、2文目が、子ども・若者の挑戦・活躍を示しており、文章の間にギャップが大きく、つながりがないように感じました。

現状として、困難な状況にあり、挑戦できない子ども・若者がいるので、そういった子ども・若者への支援とともに、子ども・若者がお互いに助け合い、様々な課題解決に取り組んでいくことを文章から読み取れると良いと思います。

【事務局】 「わたしたちは」という3つの文章を修正した方が良いということですか。

【副委員長】 「わたしたちは」と箇条書きにすることで、一つ一つの文章が途切れてし

まい、統一感が感じられません。

- 【委員】 基本的な4つの子どもの権利と挑戦する権利を並べることに違和感があります。挑戦する権利はエンパワーメント、つまり持っているものを引き出し、力を発揮できるよう背中を押すものだと思いますが、挑戦するという表現だと元気な方に限定されているように感じます。挑戦する権利について、生きる、育つ、守られる、参加する権利と同じぐらい一般的で原則的な表現にできるのであれば良いと思いますが、そうでなければ位置づけを変えて文章に入れた方が良いと思います。また、前文中に挑戦という言葉が2ヵ所も出てきますが、1ヵ所にした方が良いと思いました。
- 【委員長】 困難を抱えていないと周りから思われる人でも、様々な面で困難に直面することがあります。挑戦は、元気な人だけに限定されるものではなく、全ての子ども・若者に対して、自分なりに挑戦してほしいという考え方で記載しています。
- 【委員】 この文章には存在という言葉が多用されていますので、例えば、存在する 権利に代えてはいかがでしょうか。ただありのままの姿を受け入れ、もし力 が出てきたら立ち上がってもいいし、力が出ないときは、そこにいていいと いう意味です。
- 【委員長】 条文本文に存在する権利は出てこないので、その表現は難しいと思います。
- 【副委員長】 存在する権利や挑戦する権利は、結局は4つの権利に含まれていると考えられるので、分けて表現することについての説明が必要だと思います。

【委員長】 確かに、挑戦する権利は、前文で唐突に出てくるように感じますが、その説明は、「第4条 子ども・若者の権利」、「第8条 まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり」に記載されています。逆に言えば、前文で子どもの4つの権利と挑戦する権利が並列していることに「おや?」と思わせたほうが人を引きつけ、独自性の強い前文になると思うので良いと思いました。

【副委員長】 注釈で何ページに記載ありと参照できれば良いと思います。

- 【委員長】 解説をつけるというのは良いと思います。ただし、詳しい解説になってしまうと後半の条文と重なってしまい、分かりづらくなってしまうと思います。
- 【委員】 子ども権利条約の4つの権利は、包括的な権利として位置づけられている と思いますので、挑戦する権利を加えることでユニークさが増すというのは、 確かにそのとおりだと理解しました。

しかし、ご意見を伺うと、挑戦する権利は、やはり参加する権利に含まれると思いました。前文の中で挑戦することを応援するという趣旨を明確に入れるのは良いと思いますが、挑戦する権利として並列しなくても、「挑戦する勇気をたたえ」という表現でポイントは押さえられていると思いますが、いかがでしょうか。

- 【委員】 同意見です。4つの権利に加えて「さらに」と記載すると、5番目の権利が 特別に浮かび上がってあるような、誤解を生む可能性があります。
- 【委員】 4つの権利に加えて挑戦する権利が5つ目にくることに違和感があるという 意見が多いですが、むしろ子ども権利条約で保障される包括的な権利の中で、 多摩市としては特に挑戦に関わる権利を推していきたいという気持ちがアピールできるのではないかと思いました。
- 【委員】 そのように表現すると、挑戦する権利が第一の目的であるような印象を持

ってしまいます。

- 【委員長】 本条例は、あくまで支援と活躍の2本柱なので、挑戦があまりにもクローズアップされてしまうと活躍に重点が置かれていると誤解を受ける可能性があります。
- 【委員】 「わたしたちは」という表現がそもそも子どもを含まない子どもたちを守る側の立場の人たちの目線で書かれているように感じます。若い世代が見たときに、「挑戦する権利」という1文があることで、面白そうだなと感じてもらえると思います。多摩市の特色を出すということを考えると、この文章のままでもそこまで違和感はありません。
- 【委員】 たしかに挑戦を強調し過ぎた表現だと、それが目的のように見えてしまう かもしれません。挑戦という特色を出すのであれば、前半部分の「挑戦する 権利」の文章を削除し、後半部分の「挑戦する勇気をたたえ」の文章を残せ ば良いと思います。
- 【事務局】 多摩市の特色を出すために、挑戦する権利と表記しましたが、皆さんのご 意見を踏まえ、子ども・若者の権利として、4つの権利と挑戦する権利を並 列しないよう調整させて頂こうと思います。
- 【委員】 挑戦という要素は特色があって良いと思うので、4つの権利と並列させずに、「さらに挑戦する権利」の「権利」を削除し、例えば子ども・若者が「挑戦する姿を大切にします」と表現するのはいかがでしょうか。
- 【委員長】 良いですね。その表現があることで多摩市としての1つのセールスポイントになると思います。
- 【委員】 英語で障がい者の方を「ザ・チャレンジド」と呼称するように、一人一人 が抱える問題に対し、チャレンジしていくという意図を含めたいと思い、子

ども・若者に関する施策検討懇談会では、報告書のタイトルに「ザ・チャレンジ」という言葉を加えました。

日本語表記の「挑戦」よりも、英語で「チャレンジ」と表現すれば、 「ザ・チャレンジド」に絡めてイメージを説明しやすいと思います。

- 【副委員長】 チャレンジは、課題を解決する、もしくは取り組むことも指しますが、日本語で挑戦と表現すると、その意図が伝わりにくくなるのだと思います。
- 【委員】 現在、小学校も中学校も主権者教育を重点的に実施しており、まさしく、 主権者教育はこの挑戦・チャレンジに関連すると思います。
- 【委員】 「挑戦する姿」を応援するという表現が良いと思います。 私自身、挑戦という言葉が必ずしもアスリートのような方だけのものではないと思っているので、権利という表現にしないのであれば、特に違和感はありません。
- 【副委員長】 権利として加えるのではなく、「子ども・若者が抱える課題や社会課題に 挑戦する姿(姿勢)を応援します」や「支援します」といった表現なら良い と思います。2段目を「若者の意思を尊重し、挑戦する姿を応援します」と し、「子ども・若者が抱える課題や社会課題を子ども・若者たち自身が連帯 して課題解決に挑戦し、活躍できる環境を整備します」の文章に繋げれば、 挑戦と活躍が上手く表現できるのではないかと思いました。
- 【委員長】 それでは、権利という表現ではなく、「挑戦する姿」や「姿勢」という表現に修正し、その他表現を調整します。 では、次に第1条の目的について事務局から読み上げをお願いします。
- 【事務局】 (第1条の読み上げ)
- 【委員長】 「切れ目のない支援を受けられる環境」と「まちづくりに参画し、活躍で

きる環境」が2本柱です。それによって、「すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、お互いを認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします」としています。

では、ご質問ありますか。

【委員】 前文は「互いに」でしたが、ここでは「お互いに」と表現されています。

【委員長】 表記については最終的に法制的な視点で修正されると思いますが、気づいた点は指摘してください。

次に、第2条の定義について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第2条の読み上げ)

【委員長】 おそらく「概ね」は平仮名になると思います。ほか、いかがでしょうか。 (意見なし)

では、第3条の基本理念について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第3条の読み上げ)

【委員長】 いかがでしょうか。

(意見なし)

では、第4条の子ども・若者の権利について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第4条の読み上げ)

【委員長】 いかがでしょうか。

(意見なし)

では、第5条の市民の役割について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第5条の読み上げ)

前回会議までの案では、事業者は、市民とは区別して、第1条の定義に定め、第6条に事業者の役割を規定していましたが、検討委員会でのご意見を受けて、事業者は市民の中に含めて整理することにしました。

【委員長】では、ご意見ありますか。

【委員】 市民の中に事業者も含まれた表現となり、さらに図で示されたことによって、分かりやすく整理されたように感じます。

【副委員長】 第2項の、「市民は、それぞれが持っている力や状況に応じて、子ども・若者を見守り」という表現の市民には大人だけではなく、子ども・若者自身も含まれているということですか。

【委員長】 そうです。

【副委員長】 では、市民に子ども・若者自身も含まれているということを解説に含めた 方が良いと思います。

【委員長】 解説の2番目に、「子どもは、支援されるだけではなく、支援する立場で力を発揮できる存在」と記載がありますが、若者が抜けています。入れなくていいのでしょうか。

【事務局】 前提として、市民の中には子ども・若者が含まれています。これまで市民 の役割についての議論の中で、若者に役割を規定することに異論は出ません でしたが、子どもについては、権利はあっても義務はないので役割を規定すると義務のように感じるとの意見がありました。一方で、子どもであっても、その子なりに力を発揮できる子どももいるという意見もありました。よって、子どもについては、義務として役割を課す意図ではないことを説明するため に「子どもは、支援されるだけではなく、支援する立場で力を発揮できる存

在ですが、その行動は子どもの自発性に基づいて行われるべきものです。」 と記載しています。

- 【委員】 私も、「子どもは、支援されるだけでなく、支援する立場で力を発揮できる存在」に若者も入れたほうが良い気がしました。
- 【委員】 私は、子どもの義務感を薄めたいという思いがここに表現されているので、 その点をきちんと読み取ることができればこのままで良い気がします。
- 【委員】 市議会議員の方から「役割には義務的なニュアンスが強いが、子どもには 義務はない」との意見があり、検討委員会で話し合った結果、子ども・若者 は市民に含めつつも、子どもには義務はないという解説をいれることになっ たと思います。私は、この文章で良いと思います。
- 【委員】 市民の役割については、18歳までの権利をどう捉えるかを考えた方が良い と思います。18歳未満子どもは、基本的には役割を外し、自主性を促してい ければ良いと思いますので、この文章で良いと思います。

また、市民の定義を18歳以上と設定した方が、文章が整理できるのではないかと思いました。

【委員長】 今から市民の定義を変えることは難しいです。

では、今後、この文章になぜ若者が入っていないのか聞かれた際には事務 局から先の説明をしていただくようお願いします。

では、第6条の市の役割について事務局から読み上げをお願いします。

- 【事務局】 (第6条の読み上げ)
- 【委員長】 いかがでしょうか。

(意見なし)

では、次に第7条の切れ目のない支援のためのしくみ・後押しについて事

務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第7条の読み上げ)

【委員】 検討委員会からの提言部分の「声を上げにくい子ども・若者の意見表明機会の確保やアドボカシー」に挙げられた項目3番目、「多様な教育機会の確保」の後の文章は改行ではないでしょうか。

【事務局】 修正します。

【副委員長】 第7条第2項の「子ども・若者本人の希望に寄り添い」を「子ども・若者本人の状態や希望に寄り添い」と修正してはどうですか。困難な状態そのものに寄り添うことも大事だと思います。

【事務局】 希望と状態という言葉が並ぶと、違和感があるように思いますがいかがで しょうか。

【委員長】 「状態に寄り添う」という表現も違和感があります。

【委員】 「希望」は「意志」を指すと思うので、「状況や意志に寄り添い」という 表現ではいかがでしょうか。困難を抱える子ども・若者を支援する場面では、 本人の意志が明確にあるとは限らないと思うので、意志が明確になる前から 困難な状況に陥っている子ども・若者に寄り添っていく必要があるということかなと思いました。

【委員長】 良いと思います。

【副委員長】 「状況」という表現で良いと思います。困難な状況を理解して寄り添うことは信頼関係につながり、ひいては支援へとつながるきっかけとなります。

【委員長】 では、そのように修正しましょう。

【事務局】 確認ですが、「意志」と「意思」のどちらでしょうか。

【委員】 私は「意志」だと思いました。

【委員長】 私は「意思」の方だと思いました。

【副委員長】 内なる思いを表現すると 「意思」だと思いました。

【委員】 「意思」でいいと思います。

【委員長】 では「意思」と表記しましょう。

では、第8条のまちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくりについて事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第8条の読み上げ)

【委員】 「持ち得る能力を発揮」の表現が難しいと思いました。シンプルに「力を 発揮」と表現してはいかがでしょうか。

【委員長】 一人ひとりには様々な能力があり、価値があります。能力と言っても、勉強ができるなどの一律的なものではありません。例えば勉強ができないけれども優しいというのも1つの能力です。そういった様々な能力を、それぞれが発揮するという意味で記載しました。そのため、「力を発揮」とすると意味合いが変わってしまうような気がします。

【委員】 「持ち得る能力」という表現だと、一定の価値判断があり、能力というものに対して、大人が判断して決めているような印象を持ちます。もう少しシンプルにしても良いと思いました。

【副委員長】 「持ち得る能力」にかかる対象は、0歳から39歳までですよね。その能力というのは、発達段階に応じて身につきます。そこで挑戦という言葉が生きてくるので、条文はシンプルでも良いかもしれませんが、挑戦もしくはチャレンジを促し、周りの大人が応援するといった解説が必要だと思います。成功や失敗から学び、様々な力を習得していくことが、特に子どもの成長段階には必要なことだと思います。

【委員長】 解説を加えるべきというご意見ですね。

【副委員長】 第8条の条文では、「挑戦」とし、解説では「チャレンジ」としているので、 この言葉を統一した方が良いと思います。

【委員長】 本文の方は、「潜在的な力」や「目に見えていない力」などを表現する言葉として「持ち得る能力を発揮」としているため、シンプルに「力を発揮」だと物足りないように思います。

【委員】 「持ち得る」という言葉を「発達に応じた」能力と修正するのはいかがで しょうか。

【副委員長】 子どもだけであればその表現で良いと思いますが、若者に対して向ける言葉としては適当でないと思いました。例えば、「個々に応じた能力」と変えるか、または、「持ち得る能力」の表現はそのままにして、解説に「持ち得る能力」について説明を入れると良いと思います。

【委員長】 「個々に応じた」という表現では分相応なイメージに感じ取れてしまうので、可能性や潜在力も表現した方が良いと思います。

【委員】 副委員長の意図も理解できますが、私は委員長の考えに賛同します。「持ち得る能力」の説明を解説に加えても良いと思います。

【委員】 「内に秘めた力を発揮」という表現はいかがでしょうか。

【委員長】 内に秘めていない力もあると思います。

【委員】 内に秘めていない力は大前提なので、更に子ども・若者が潜在的に持っている力を表現するならば、子ども・若者が内包する力(内に秘めた力)だと思いました。

【委員長】 意味合いとして、内包する力に寄った表現になってしまうと思います。

【委員】 分かりました。

【委員】 「持ち得る能力」としても違和感はありませんが、「それぞれの持つ能力」 でも良いと思います。

【委員長】 「それぞれの持つ能力」は素直な表現ですね。この表現については、事務 局と調整させていただきます。

では、次に第9条の子ども・若者計画について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第9条の読み上げ)

【委員長】 ご意見等ありますか。

(意見なし)

では次に第10条の推進体制について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第10条の読み上げ)

【委員長】 推進体制は具体的にどういったことを行うのでしょうか。

【事務局】 解説に記載していますが、まず市役所内部の組織横断的な体制と、子ども・若者を含む市民等による外部評価のしくみといった体制の整備を検討します。その体制の下で条例について推進を図っていきます。

【委員長】 第9条の子ども・若者計画は、誰が策定しますか。

【事務局】 市です。

【委員長】 外部の推進体制は計画の策定には関わらないのですか。

【事務局】 外部の推進体制は、計画の策定過程において評価をしていただくことを想 定しています。

【委員長】 子ども・若者の活躍に関する計画は誰が策定しますか。

【事務局】 現状では、そこまで詳細に決めていませんが、検討委員会からの提言を参 考にして検討したいと思います。

【委員長】 分かりました。他、ご意見等ありますか。

【委員】 「総合的な見地から調整し」とありますが、何を調整するのでしょうか。

【事務局】 解説に記載していますが、「総合的」とは、「横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します」。子ども・若者に関わる取組について庁内一体となって施策を行い、切れ目のない支援に向けて市役所外部と連携するなど、現在はまだ整備されていない体制や仕組みづくりを調整するイメージです。

【委員長】 では次に第11条の委任について事務局から読み上げをお願いします。

【事務局】 (第11条の読み上げ)

【委員長】 「別に定める」とは何を定めるのでしょうか。

【事務局】 本条例に記載されていない部分です。別に定める部分についてはまだ決めていません。

【委員長】では、条文全体を通してご意見等ありますか。

【副委員長】 ひきこもりの当事者の方が条文を読んだときに、無理矢理にでも活躍しないといけないように受け止められてしまうのではと思いました。

【委員長】 誤解のないよう活躍の意味について説明あるいは実践の中で示していく必要はあると思います。

【副委員長】 1億総活躍社会や、女性の活躍に使用される「活躍」には、言葉の裏に秘められている意図があり、活躍という言葉は批判を浴びてきた背景があるので、誤解を生まないように伝えていくことが必要だと思います。

【事務局】 解説については、ご意見をもとに再度整理したいと思います。

3 条例名について

【委員長】 では次に、条例名について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料の説明)

【委員】 条例名の2案目が良いと思います。ただし、「多摩市子ども・若者の権利を 尊重するとともに」と「尊重」と記載されていますが、第3条の基本理念で は、「子ども・若者の権利が保障され」と記載されているので、統一した方 が良いと思いました。

- 【委員】 私も2案目が良いと思います。3案目の成長という単語を2案目に含められ たらと思いますが、条例名の長さはどの程度が許容範囲になるのでしょうか。
- 【委員長】 条例名を見たときに、どんな内容かがすぐに分かるようにすることが重要です。
- 【委員】 3案目であれば許容範囲ですか。
- 【委員長】 そうですね。ただ、3案目も、字が多いように感じます。長い条例名になると、何が重要なのかが分かりづらいかもしれません。
- 【委員】 私も3案目の「自分らしい成長」を、2案目にサブタイトルで良いので入れられたら良いと思います。
- 【委員長】 条例名にサブタイトルはないため、「尊重するとともに自分らしく成長するための支援と活躍」のように条例名に含めることになります。 事務局、いかがでしょうか。
- 【事務局】 「自分らしい成長」を第2案に含める程度であれば、条例名の長さとして は許容範囲内だと思います。
- 【委員】 条例名を読んだ時にどこが一番印象に残るか考慮しながら、2案目の重要 なキーワードを冒頭に持ってくると良いと思います。
- 【委員】 私も2案目で良いと思います。
- 【委員】 3案目を多少変えて別案を作ってみました。「子ども・若者が成長する今と 活躍する未来を支援する条例」。今ももちろんのこと、未来も支えていくような文章にしてみました。

【委員長】 条例に込める思いとしては良いと思いますが、文章が抽象化し過ぎてしま うと、条例の内容が分からなくなってしまうと思います。

【委員】 分かりました。

【委員長】 事務局は2案目にした場合、略すとどのように呼ばれると思いますか。

【事務局】 おそらく、短縮して子若条例と呼ばれると思います。

【委員長】 分かりました。では、2案目で進めましょう。

【事務局】 2案目について確認ですが、「権利を保障するとともに」と修正しますか。

【委員長】 そうですね。「尊重」ではなくて「保障」に修正しましょう。

【事務局】 「自分らしい成長」は入れますか。

【委員長】 皆さんに挙手で多数決を取りましょう。
(多数決により、「自分らしい成長」を含めない方が多数となる)
では、「自分らしい成長」は含めない意見が多いため、含めずに考えましょう。

【事務局】 承知しました。

【副委員長】 第7条の切れ目のない支援のためのしくみ・後押しについて、子ども・若者に関する施策検討懇談会では、特にひきこもりの問題など、胎児期から切れ目のない支援を行うなど、早期発見・早期対応が大事だという認識を強くしてきた経緯もあるため、第2項にもう少し詳しい説明を加えていただきたいです。

【委員長】 では、案を事務局へ後日送付してください。その案を踏まえて検討します。

【副委員長】 はい。分かりました。

【事務局】 条例制定に向けたスケジュールの都合上、ご意見をいただくのは本日の会議までとさせていただきます。

【委員長】 前文の表現について、まだ詳細を詰められていない部分もありますが委員 会として検討する時間はもうないということですか。

【事務局】 パブリックコメント募集に向けて素案を決定する必要があるため、スケジュールの都合上、本日までのご意見をもって、素案をまとめたいと思います。

【委員長】 では、パブリックコメント後の委員会にて改めて話し合いましょう。 それでは、事務局から次回の予定について説明をお願いします。

【事務局】 次回、第9回の会議は6月22日火曜日、18時から20時、市役所3階の301・30 2会議室で開催を予定しております。しかしながら、緊急事態宣言発令の可能性もあるため、直前の状況をみて皆様にお知らせしたいと思います。 また、事前に本日の意見を踏まえ修正した条例素案を、皆さんにメールでお送りし、確認していただきたいと思います。

今後の予定としては、8月にパブリックコメントや子ども・若者当事者の意見を収集する子どもワークショップ・若者ワークショップを開催する予定です。当初、対面での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、オンラインでの開催となりました。昨年度同様、委員の皆さんにも運営の御協力をお願いできればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 【委員】 子どもワークショップについて、どういった方法で子どもたちを集めるのでしょうか。また、ワークショップの開催数は1回ですか、それとも複数回開催するのでしょうか。
- 【事務局】 ワークショップの開催回数としては1回を予定しています。メンバーについては昨年度、児童館で行ったヒアリングに参加してくれた児童・生徒に声をかけながら、新たなメンバーも含めオンラインでの開催を予定しています。
- 【副委員長】 本条例案を子どもたちに見せて、意見を伺うのでしょうか。
- 【事務局】 子どもワークショップの対象年齢は小学校5年生から中学校3年生までとしますが、条例全文について意見を聞くことは厳しいと思うので、例えば活躍や権利など部分的なところをテーマにして意見を伺う予定です。
- 【副委員長】 子どもたちには正直に向き合うべきだと思うので、部分的なテーマ設定は 良いと思いますが、全体も見せた方が良いと思います。 また、事務局は、子ども向けにかみ砕いた文章を作った方が良いと思いま す。
- 【事務局】 確かに原案のままですと、子どもが分かりづらいと思います。また、今後、 副読本を作成するため、それに向けて一度ワークショップ用に検討してみま す。
- 【委員】 開催が1回だと緊張して何も言えない子どもたちもいると思うので、なる べく年齢が近い委員の方にファシリテーターを務めていただけると子どもた ちも少しはリラックスすると思うのですが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 若い委員の方にファシリテーターをという意見もありましたが、検討委員 会の方にも御協力いただきたいと思っているので、日程等詳細が決まりましたら御協力のお願いをしたいと思います。また、子どもたちが話しやすい環

境というのも考慮しながら企画していきたいと思います。

【委員長】 相模女子大学の学生0Gにも今回ファシリテーターの協力をお願いする予定 なので、子どもに親しめるように考えながら進めていきたいと思います。

【事務局】 では、最後に阿部市長から一言お願いします。

【市長】 ようやく皆さんのお力のもと、本条例の肝となる部分がおおよそ決まりました。丁寧に1つ1つ言葉を吟味し検討いただき、深く感謝します。皆さんが仰っているように、本条例によって子ども・若者自身が救われて、あるいは自分の意思にきちんと寄り添ってもらえる多摩市にしていく必要があると思っています。特に、現在コロナ禍により、子ども・若者が厳しい状況にあります。多摩市では生理の貧困への対応として小中学校でも生理用品を設置し、社会福祉協議会では困窮する大学生を支援するために食料詰め合わせキットの配布を行うなどの取組を進めていますが、困難な状況が深刻化している今こそ本条例が必要であると感じています。ぜひ次回は、緊急事態宣言が解除されていることを期待して、直接お互いの顔を見ながら、良い条例案を皆さんのお力で一緒につくり上げていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。本当にありがとうございます。

【委員長】 では、以上で会議を終了します。ありがとうございました。

— 了 —